

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

2011年（平成23年） 月 日

控訴人ら準備書面（4）

大阪高等裁判所 第11民事部 口係 御中

控訴人ら代理人弁護士 中島光孝

同 辻 公雄

同 吉川法生

同 門松真由

同 阪口徳雄

控訴人らは、以下のとおり弁論を準備する。

1 控訴人鎌田らの支援金を含む支援金合計額（原判決の認定では1億1732万7735円）の用途について

(1) 控訴人鎌田らは、控訴理由書において、支援金のうちDPの犬の救助目的の支出は最大でも771万7095円であると主張し、残りの支援金（一審判決を前提にすれば1億961万640円。全体の93.42%）はDPの犬の救助目的のために使用されていないと主張した（理由書14頁～21頁）。

控訴人鎌田らは、関連する預金口座の入出金状況等からみても、支援金が771万7095円を超えて使用されたとの確証は得られない旨を主張した（2010年6月11日付け準備書面、同年8月23日付け準備書面、同年10月26日付け準備書面）。

(2) これに対し、被控訴人は平成22年4月23日付け答弁書、同年10月15日付け準備書面において、口座の入出金の理由を述べ、また、去勢・避妊助成金の支払いに充てたと述べるものの、支援金の用途についての全容につきなんら具体的に述べていない。

これは、被控訴人の平成23年1月17日付け準備書面においても同様である。現時点で、支援金の用途の全体は明らかになっていないというべきである。したがって、支援金の大半はDPの犬の救助目的のために使用されていないという控訴人鎌田らの主張は認められるべきである。

(3) 被控訴人が行った会計報告は、甲A127号証の記載のとおりであるが、それには不自然な点がかなり見られる。

まず、NPO法人になる前に、被控訴人が自ら決めたルールにより、第三期の会計報告は、2009年、2010年とも6月30日までにしておかなければならないのに、同人らは現在に至るまでそれをしていない。

また、NPO法人化したのにも拘らず、設立総会の報告も被控訴人のHP等からは読み取れず、そのような会合すらしているように見えない。

過去の会計報告も、会計士が入った中間報告と自分たちで纏め上げたらしい第一期とで、寄付金合計 第一期中間報告 1 2 6, 1 0 2, 7 6 3 円とあるのに、わずか2週間後に出された会計報告では第一期会計報告 1 1 6, 0 1 9, 4 6 2 円となって、1 0 0 0 万円もの収入が少ないものになっている。その説明もない。

第一期中間報告で1億1373万円もあった繰越金も、シェルター購入費の1900万円と、ほとんど自分たちで作業した工事に4000万円使い、次期繰越額が20,545,497円になっている。

さらに、第二期会計報告では、第一期からの繰越金と第二期の収入合わせて30,589,940円なのに、第二期の支出計は20,615,679円にしかっていない（そのうえ約206万円を二重カウントしている）。

本来なら1000万円(1200万円)以上繰り越すはずのものが、584万円強しか繰越額として計上されていない。

会計報告の合間に約1500万円(二重カウントとも含めれば約1700万円)が消失している。これについての説明もなければ、訂正もない。

このように会計報告は杜撰なものであり、信用に値しない。

(4) あとで触れる乙36号証についても、本来なら領収書とつき合わせた上での証拠提出となるはずであるが、その提示もなく、ただの一覧表では信用に値しない。また監事が監査しているはずならば、その監査報告も添付してしるべきである。

以上からすると、被控訴人は会計を曖昧に報告することにより、相当額を個人隠匿していると疑われる。

2 滋賀シェルター建設費について

(1) 被控訴人は、平成23年1月17日付け準備書面において滋賀シェルター建設費について言及し、かつ、「滋賀シェルター建設費内訳」（乙36）及び

領収書（乙32等）を提出している。

乙36には、2007年（平成19年）2月から2008年（平成20年）9月までに合計5793万8077円（うち用地取得費1900万円）の支出があったことが記載されている。

被控訴人は、滋賀の土地代金の領収書として乙32の1ないし4等を提出している。登記費用37万2600円（乙33）を加えると、その合計は1937万2600円になるとしている。

(2) 被控訴人は上記のとおり滋賀シェルター建設費の内訳の資料を提出するが、それがDPの犬の救助目的のために集めた支援金とどのように関連するのか不明である。支援金から支出したというのであれば、その経過を可能な限り明らかにすべきである。しかし、そのような主張もなく資料の提出もない。

また、支援金から支出したというのであれば、DPの犬の救助目的のために集めた支援金を滋賀シェルターの建設費に充てることが正当である理由を述べなければならない。被控訴人はDPの犬の救助目的で支援要請を行っているが、そのなかにシェルター建設目的が含まれるとは明示していない。控訴人は、DPの犬の救助目的のために支援要請に応じたものであり、シェルター建設のための支援要請に応じたものではない。仮に、DPの犬の救助目的のために集めた支援金等をシェルター建設のために使用する場合には、支援要請に応じた者に対してその旨を説明すべきである。被控訴人は、ホームページによって支援要請を行っていたのであるから、支援金の使途変更の説明もホームページにおいて容易にできたのである。ところが、被控訴人は、ホームページにおいて会計報告を行いながら、支援金の使途について、特に滋賀シェルター建設費に充てることについて、なんら説明していない。被控訴人は、「この度は、ご寄付、物資のご協力、有難うございました。皆様のご厚意は我々と同じ命をもつワンちゃんの治療費などに充てさせて頂きました」とホームページで述べているが（甲A127）、滋賀シェルター建設についてはなんら言及していな

い。

したがって、D Pの犬の救助目的で集めた支援金を滋賀シェルター建設のために使用することを正当とする理由は存しない。

(3) そもそも、シェルター資金というものの存在を控訴人らは認めない。なぜなら、古谷守夫税理士が述べているように、通帳の中からはシェルター基金という項目は見あたらず、被控訴人が一方的にマーカーで印をつけたものをシェルター基金として振り分けただけであるとしている。

被控訴人は平成18年4月からシェルター基金を募集し、振込先を郵便口座(甲10)、ジャパンネット銀行口座(甲9)を指定した(甲5の4)。しかし、平成18年8月まではほとんど募金は集まっていない。その後、被控訴人は平成18年9月17日ころ、ホームページ等においてD Pの犬の救助目的で支援を要請し、振込口座を上記の2つの口座を指定した(甲1の1~5)。その結果、平成18年9月19日ころ上記2つの口座に対する入金が増えるようになった。したがって、これ以後の支援金はD Pの犬の救助目的のために振り込まれたものである。しかるに、被控訴人は、平成18年9月19日以降急増した入金のうちシェルター募金の部分もあるとし、被控訴人はシェルター基金にしてもよいとメールで確認をとった旨供述しているが(本人調書36頁、37頁)、これには大きな矛盾があるというべきである。

被控訴人側が作成した総合仕訳帳は(乙6~10)は、前記2つの口座の入出金を含めた入出金状況であるが、同仕訳帳のコード番号「4361-01」が一般募金、「4361-02」がシェルター募金である。この2つの件数及び金額を整理したものが甲A132号証である。その1枚目が月単位でまとめた総括表である。

甲A132の総括表によれば、平成18年9月のシェルター募金は一般募金よりも多く、また、同年10月のシェルター募金は急激に増えて5077万6765円となっている。同年11月以後もシェルター募金があったことになっ

ている。

しかしながら、シェルター募金は平成18年4月から支援要請をしておりますが、平成18年9月や10月になって急激に増加する要因はまったくない。他方、平成18年9月17日にDPの犬の救助目的の支援要請を行った結果、前記2つの口座に急激に入金が増えたことは十分説明がつく。すなわち、平成18年9月17日以後の前記2つの口座への入金のはほとんどはDPの犬の救助目的のためのものであって、シェルター募金要請に応じたものでないことは明らかである。総合仕訳帳にはシェルター募金（4361-02）の入金が記載されているが、これは被控訴人が前記2つの口座に入金されたもののうち比較的高額な入金をシェルター募金のためのものであると恣意的に判断したことによるものである。

以上からすると、DPの犬の救助目的のための寄付からシェルター建設のために支出されるものはほとんどなかったものであり、被控訴人が滋賀シェルター建設費に約5800万円支出したとしても（乙36）、DPの犬の救助目的で集めた寄付金の使途を説明したことにはならない。

(4) 被控訴人は、206名からの応援メッセージのメールがあったとして乙20号証を提出している。被控訴人は、前記のとおり寄付金をシェルター資金に使ってよいかをメールなどで確認し、また、乙20のメールの中にシェルターのことを書いている場合にはシェルター建設資金に使うことにした旨述べている（本人調書36頁、37頁）。しかし、これにも大きな矛盾がある。

甲A133号証は、平成18年9月から平成19年1月までの応援メールを乙20に基づく月毎に集計したものと、前記2つの口座への入金額を対比したものである。これによれば、被控訴人側が作成した総合仕訳帳（乙6以下）によればシェルター募金が急増した平成18年9月、10月には応援メールは0件であった。ことに10月は甲A132によれば1311件、5077万円のシェルター募金が集まっているにもかかわらず、応援メールが0件であった。

したがって、被控訴人が平成18年9月や10月にメールによってシェルター資金に使うよとの確認を得たとの供述はまったく信用性がないというべきである。

被控訴人は平成18年11月25日まで「医療費が赤字がかさんでいます。」とHP上で呼びかけており、結果的には呼びかけに応じた人の方が圧倒的に多かったように見せかけているが、支援金の低額なものだけを、医療費にふりわけ、高額な寄付金は了解もなくシェルター資金に充てたものである。非常に悪質である。特に10月は医療費用にと高額な支援金が集まった時期である。なんらマスコミに取り上げられなかったシェルター基金に平均額4万円もの支援金が集まったなどとは全く考えられない。総合仕訳帳（乙6以下）のシェルター募金の入金の記事は明らかに不自然であり、ねつ造である。

(3) 提出された書証は信用性に乏しい

ア 乙36によれば、滋賀シェルター建設費として5793万8077円使ったとなっているが、原判決はシェルターのために6097万4649円を支出したと認定している。金額が一致するはずである。

また、被控訴人がその出金のために開設したという口座の記録（乙13）と比較してみても、乙36との一致は全く見られず、業者への支払いとは思えない30万円から50万円の不自然なカード引き出しが度々見られる。

イ 乙32については以下のような不自然な点がある。

① 乙32の1, 2は、高島市今津町酒波字西野1185番2及び1187番2の2筆の土地建物にかかる領収書である。1185番2及び1187番2並びに建物はいずれも井澤洋子が所有していたものであり、平成19年2月22日売買により、被控訴人（林俊彦）名義に移転登記がされている（甲A131の1, 2, 3）。

② 乙32の4, 5は、高島市今津町酒波字西野1184番及び1185番の2筆の土地にかかる領収書である。これらの土地はいずれも株式会社い

ざわが所有していたものであり、平成19年2月22日売買により被控訴人名義に移転登記がなされている（甲A131の4・5）。

③ 被控訴人は、上記各領収書の作成名義人の部分を黒塗りして提出しているが、売主がだれであるかは登記簿によってすぐわかることであり、売主がだれであるかを秘匿する必要はない。したがって、上記部分を黒塗りした理由は筆跡を知られたくないからだと解するほかない。

④ 乙32の1と3の筆跡はまったく同じである。両者の作成名義人は異なるはずであるから（伊澤洋子と株式会社いざわ）、筆跡が同じであるのは不自然である。また、仮に同一人物が異なる作成名義人を筆記したのであれば、乙32の3には印紙が貼付されているのに、乙32の1には貼付されておらず、これも不自然というほかない。

⑤ 乙32の2と4の筆跡はまったく同じである。両者の作成名義人は異なるはずであるから、筆跡が同じであるのは不自然である。また、仮に同一人物が異なる作成名義人を筆記したものであるとすると、乙32の4には印紙が貼付されているのに、乙32の2には貼付されていないのも不自然である。

さらに仲介手数料の領収書（乙34）の筆跡は、乙32の2、4とまったく同じであり、上記3つの領収書は作成名義人は異なるはずであるから、筆跡が同じであるのは不自然である。（以上甲A134）

⑥ 乙32の1ないし4及び乙34の筆跡は、被控訴人側であらかじめ全部筆記し、作成名義人欄だけ作成名義人本人に記載してもらったという可能性もある。その場合でも乙32の1、2には印紙が貼付されていないという不自然性はなお残るといふべきである。

3 NPO法人登録について

(1) 被控訴人は、NPO法人登録に際し、基本財産は現金20万円、運用財産が57万8763円（ゆうちょ銀行11,814円、ジャパンネット銀行6,

949円、現金56万円)となっており、基本財産に滋賀の土地建物が含まれていないのは、これらの名義が被控訴人個人名義となっていたためであるとしている。

被控訴人は甲A127のとおり、支援金でシェルターを購入したという会計報告をしたのであれば、当該土地は最初から個人名義にしてはならないはずである。被控訴人が示す会計報告の通りであるならば、これらの金員はすべてNPO法人の財産とすべきであるが、平成20年3月31末で3000万円ほど残っていた資金が、僅か77万円に減ってしまった理由は報告も説明もされていない。

NPO法人としての資産には当然支援金から購入した車両やコンテナハウスなども含まれるべきであり、それらがNPOの資産の中に認められないということは、これらの車両の名義が、やはり個人名義にされて個人財産にされている疑いが濃い。

また、被控訴人の収入の総てはひろしまDPの犬の救助のための支援金によるものであることは、間違いない。被控訴人は本人調書の中で、ひろしまDPに入る際に資金として自分の車を売り600万円ほどを準備したと主張している。また甲A125では、ブリーダー平川らに対して「広島に2000万3000万円という金を準備して入った」と供述しているが、そのような入金事実は会計報告のどこにも見えない。そればかりか、生活費や借金のほとんども支援金から流用していることがうかがえる。

被控訴人は、その後平成22年12月24日贈与を原因として、滋賀シェルターにかかる不動産を林俊彦名義から「特定非営利活動法人動物愛護団体ANGELS」に変更した(甲A131の1~5)。

(2) 被控訴人は、「動物愛護団体(大阪市認証団体第1号)」「ARK-ANGELS」「代表林俊彦」の名称を使用していたところ(甲B102)、「アークエンジェルス」の名称を使用している動物保護団体である特定非営利活動

法人アニマルレフュージ関西」が、林俊彦氏に対し名称使用差止請求を提訴し、2009年4月23日の一審判決はこれを認容し（甲B123）、さらに2010年9月7日、最高裁判所第三小法廷は、林氏の上告を棄却し、上記一審判決が確定した。被控訴人は、NPO法人の名称を「ANGELS」としながらも、「アークエンジェルス」の名称を使用しないとは明言していない（甲B123の1）。

(3) 被控訴人は、上記のとおり、滋賀シェルターとして取得した不動産をNPO法人に贈与したとしているが、上記不動産を取得した原資がDPの犬の救助目的で集めた支援金から支出されたものかどうか、同支出が支援した原告らに対して正当化できるものかどうか等について全く明らかにせず、さらに個人から法人へ「贈与」している。これは、名称使用差止請求をした前記アニマルレフュージ関西や支援金等の返還要求をしている原告らの差押え等を回避する目的のための所有権の移転とみることも可能である。

いずれにしても、被控訴人は、DPの犬の救助目的のために集めた支援金等と滋賀シェルター建設のための原資との関連については具体的な主張は行っていない。

4 その他

(1) 募金箱について

被控訴人は、乙23号証の説明として、平成18年10月21日には、「募金箱は手作りの物が二つ置かれており、アクリル製の物はなかった」としていた。しかし、同日は別にもっと大きな募金箱があった（甲A129）。

被控訴人は募金箱は小さな物しか置かず、そのため現金の寄附が少なかったと主張しているが、上記のとおり被控訴人が主張する募金箱とは別のもっと大きな募金箱があったことは明らかである。この段ボール箱の募金箱の中にお金の受け皿としてのペール缶があったと思われる。したがって、安田倫子が

証言する大きなペール缶の募金箱が事務所においてあったという証言は信憑性があり、同時に被控訴人の主張は信用できない。

以上